

◆各種割引・優遇制度

制 度 名	対 象 者		割 引 率 等	手 続 方 法 等 ・ そ の 他	
JR等運賃割引	第一種 身体障がい者手帳、療育手帳A、第一種 精神障がい者保健福祉手帳所持者	本人乗車のとき	5割(普通乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 片道 100km をこえる利用のとき	松浦鉄道(MR)
		介護者と乗車のとき	本人・介護者とも 5割 (普通乗車券・定期乗車券・普通急行券・回数乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 距離の制限なし ※介護人の要件等 JR へお尋ねください	距離の制限なし 本人・介護者ともに 5 割
	第二種 身体障がい者手帳、療育手帳 B、第二種 精神障がい者保健福祉手帳所持者	本人乗車のとき	5割(普通乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 片道 100km をこえるとき	松浦鉄道(MR)
		介護人と乗車のとき (12歳未満に限る)	介護者のみ5割 (定期乗車券)	乗車券購入時に手帳を提示 本人は小児割引(5割)が適用されます ※介護人の要件等 JR へお尋ねください	距離の制限なし 本人のみ 5 割
バス運賃割引	第一種身体障がい者または療育手帳A所持者		本人・介護者ともに普通運賃5割	降車時に手帳を提示 ※割引の対象、普通・定期運賃割引率等バス会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは各バス会社にお尋ねください。	
	第二種身体障がい者、療育手帳Bまたは精神障がい者保健福祉手帳所持者		本人のみ普通運賃5割		
航空運賃割引	身体障がい者、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳所持者で12歳以上の本人および介護人		航空券購入時に手帳を提示 ※割引運賃は、各航空会社で異なります。詳しくは各航空会社又は航空券販売窓口にお尋ねください。		
タクシー運賃割引	身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳所持者		利用料金の10%	降車時に手帳を提示 ※精神障がい者手帳に関しては一部対象とならないタクシー会社もあります。	
有料道路の通行料金割引	身体障がい者手帳所持者 本人運転 第一種障がい者または療育手帳 A 所持者は家族運転可		割引率 5 割	料金所で手帳の提示 本人または生計同一者の所有する車で手帳に福祉事務所長の証明が必要です(ETC は別途登録要)。 ・必要なもの:手帳、車検証、運転免許証 (本人名義の ETC カード、車載器の管理番号がわかるもの)	
NHK 放送受信料の減免	身体、療育、精神手帳所持者が、世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税		全額免除	放送受信料免除申請書に福祉事務所長の証明を受けて NHK に提出する	
	世帯主が視覚、聴覚障がい、身体障がい者手帳 1・2 級、重度の知的障がい者、精神手帳1級		半額免除		
伊万里ケーブルテレビ利用料免除	身体、療育 A、精神1級手帳所持者が、世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税		半額免除	利用料免除申請書に福祉事務所長の証明を受けて伊万里ケーブルテレビに提出する	
携帯電話基本使用料等	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者		※割引内容、対象者等は携帯電話会社によって異なります。詳しくは各携帯電話会社にお尋ねください。		
青い鳥郵便はがき	身体障がい者手帳1・2級または療育手帳 A 所持者		はがき一人20枚	近くの郵便局にお問い合わせください (受付期間4月1日～5月31日)	
自動車税種別割、自動車税環境性能割の免除	本人運転 同居の家族運転 ※障がい等級、世帯状況により制限あり		全額免除 (普通自動車には上限有り)	対象:障がい者本人または家族(同居及び生計を一にする方)名義の車(障がい者 1 人 1 台) ・申請時期:現在所有の車は毎年納税通知書の受領日から自動車税納期限(5/31)まで(普通自動車の場合は随時受付) ・申請窓口:軽自動車は市役所税務課 普通自動車は武雄県税事務所(Tel 0954-23-3103) ・必要書類:手帳、印鑑、車検証、運転免許証 ※家族名義の場合は生計同一を証明するものが必要な場合があります	
所得税、住民税の控除	手帳所持者	身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 A、精神障がい者手帳 1 級所持者は特別障がい者控除適用 身体障がい者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障がい者手帳 2～3 級所持者は障がい者控除適用 要介護認定を受けている方で一定の要件を満たしている方			
後期高齢者医療制度該当	65～75 歳未満の方で身体障がい者手帳 1・2・3 級、4 級の一部、精神手帳 1・2 級、療育手帳A		後期高齢者医療制度該当	市民課年金保険係に申請 申請日より後期高齢者医療制度に加入	

◆福祉制度

制 度 名		対 象 者	割 引 率 等	手 続 方 法 等 ・ そ の 他
重 度 心 身 障 が い 者 医 療 費 助 成		身体障がい者手帳 1・2 級 療育手帳 A 所持者 精神障がい者手帳 1 級 身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 IQ50 以下	保 険 診 療 に 係 る 自 己 負 担 分 (500 円を除く)	所得制限あり 毎年 7 月自動更新 申請期間:1 年間 ひと月ごと、医療機関ごとに申請書 1 枚添付し申請
福 祉 タ ク シ ー 利 用 料 金 助 成		身体障がい者手帳 1・2 級 常時車椅子使用者(身体障がい者手帳所持者) 療育手帳 A 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級	年 間 に 13,000 円 を 限 度 に 利 用 券 を 配 布	手帳、印鑑を持参して申請する 乗車するとき、手帳を提示し、利用券を使用 ※市民であり自動車税等の減免を受けていない 在宅の人が対象です
特別障がい者手当 障がい児福祉手当		著しく重度の障がい者で常時介護を要 する在宅の方		所得制限あり 別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは福祉課へご相談下さい。
特別児童扶養 手 当		精神又は身体に中程度以上の障がいの ある 20 歳未満の児童を養育する保護者 等(施設入所をしていない児童)	1・2 級 (障がい者手帳の等級 とは異なります)	所得制限あり 別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは福祉課へご相談下さい。
障 が い 年 金		年金加入中若しくは 60 歳から 65 歳まで の間に障がい者となった場合	国民年金 1・2 級 厚生年金 1・2・3 級 (障がい者手帳の等級 とは異なります)	別に認定診断書の提出が必要です。 詳しくは市民課年金保険係へご相談下さい。
補 装 具 交 付 ・ 修 理		身体障がい者手帳所持者 ※介護保険が優先されます	自己負担金あり (原則 1 割負担)	障がい者に該当する用具のみが対象です。必ず事 前に福祉課または障がい者生活支援センターへ ご相談ください。
自立 支援 医療	更生医療	身体障がい者手帳所持者(18歳以上) 給付内容:関節手術、心臓手術、人工透析等	自己負担金あり (原則 1 割負担)	指定医療機関で受けなければなりません。 必ず事前に福祉課へご相談ください。
	精神通院医療	精神障がい者・児 給付内容:統合失調症、うつ病、てんかん等		
障がい福祉サービス (ホームヘルプサービス、シ ョートステイ、施設入通所な ど)		身体障がい者手帳・療育手帳・精神 障がい者保健福祉手帳所持者等 (障がい程度によって利用できるサ ービス等が異なります)	自己負担金あり (原則 1 割負担)	福祉課または障がい者生活支援センタ ーへご相談ください。
地域生活支援事業	日常生活用具給付	身体障がい者手帳・療育手帳所持者 ※介護保険が優先されます	自己負担金あり (原則 1 割負担)	障がい者に該当する用具のみが対象です。 必ず事前に福祉課または障がい者生活支 援センターへご相談ください。
	障がい者等移動支 援・日中一時支援 事業	市内に住所を有する障がい者等 (障がい程度によって利用できるサ ービス等が異なります)	自己負担金あり (原則 1 割負担)	
	重度身体障がい者 の自動車改造費助 成	市内に居住し身体障がい者本人が運転 し、上肢・下肢・体幹機能障がいの身体 障がい者手帳 1・2 級所持者	所得制限あり 助成費は 10 万円 を限度	
	障がい者自動車運 転免許取得費助成	市内に居住する身体障がい者手 帳・療育手帳・精神障がい者保健福 祉手帳所持者		
点字・声の広報		視覚障がい者	点訳、音訳した広報伊万里を配布します	
心身障がい児(者) 扶 養 共 済 制 度		身体障がい者(身体障がい者手帳 1～3 級)又は知的障がい者・精神障がい者の 保護者 (保護者の年齢が 65 歳以下で、特に疾病や 障がいがなく健康な状態であること)	心身障がい者児(者)の保護者が一定の掛金を納めることに より、保護者が亡くなったり重度障がい者になった場合に障がい 者に年金が支給される。 給付金 月額 2 万円(1 口につき)	
佐賀県パーキングパ ーミット制度		身体障がい者手帳所持者(障がい等級 により制限あり)・療育手帳A所持者・妊 産婦・けが人・高齢者(要介護度1以上 の方)・難病者(特定疾患医療受給者)	身体障がい者用駐車場利用証の交付 ・手続窓口:伊万里保健福祉事務所(総合庁舎横)・福祉課 ・必要書類:身体障がい者手帳又は療育手帳等(代理申請の場合は代 理の方の身分証明書)	
ヘルプマーク		必要とされる方	交付場所:福祉課・各コミュニティセンター 必要書類:なし ※障がい者手帳をお持ちでない方も受け取ることができます。	

※ サービスの内容は変更されることがありますので、ご利用の際は事前にご確認ください。

保 育 料 について	保育園・幼稚園などに通う児童又は、児童と同居する方が障がい者手帳等を取得したときは、保育料が変更になる場合があります。	【お問合せ先】 子育て支援課 保育係 電話：23－2174
障がい者手帳をお持ちの皆様へ	◆障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、又は、すでに変わっている場合は、必ず、「居住地等変更届」を届け出てください。	【お問合せ先】 福祉課 障がい福祉係 電話：23－2156